一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち をめざして

第２次小郡市男女共同参画計画　概要版

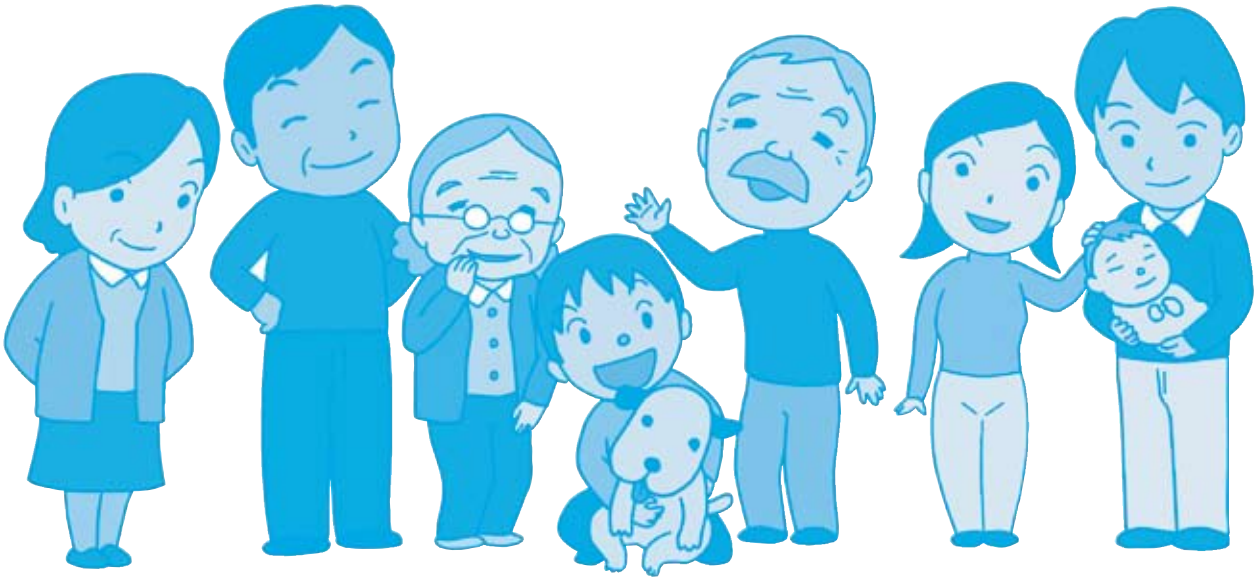

平成 26 年２月

小　郡　市

「男女共同参画社会」とは？

女性も男性も、性別に関わらず自分の意思で多様な生き方が選択でき、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会のことです。仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することで、一人ひとりの人生を豊かなものとすることをめざしています。

例えば…

・男女とも働きやすい環境づくり

・男女の家事、育児、介護の支え合い

・男女の主体的な地域活動等への参画

計画の趣旨と期間

□ 計画策定の趣旨

社会を取り巻く環境は変化し続けており、人々の価値観や生活スタイルにも変化や多様性をもたらしています。そのような中で、すべての人が性別に関わらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

小郡市においても、男女共同参画をより一層推進し、豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した施策を推進していくことが必要であるため、これまでの取り組みを引き継ぎ、発展させる新たな計画として、この計画を策定しました。

□ 計画の位置づけ

「男女共同参画社会基本法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画

□ 計画の期間

計画期間は、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。中間点である平成 30（2018）年度に進捗状況を把握し、計画の見直しを行います。また、大幅な社会情勢の変化等に対応して、適宜、見直しを行います。

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
第 2 次小郡市男女共同参画計画【本計画期間】									
				計画の見直し					

計画の基本理念

「小郡市男女共同参画推進条例」では、その前文で“ 男女の人権が尊重され、自らの意思で多様な生き方が選択でき、自分らしく生きる喜びを感じることができる男女共同参画社会の実現を決意し、この条例を制定する ”と明らかにしています。

この条例は、小郡市における男女共同参画のまちづくりの基礎となることから、計画の基本理念においても、条例に示した６つの基本理念に基づくものとします。

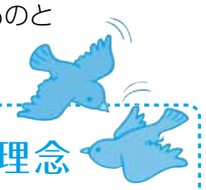

「小郡市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別によって差別されることなく、能力を発揮する機会を確保されること、男女の人権が尊重されること。

② 社会の制度や慣行についての配慮

男女が社会のどのような分野で活動するときにも、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの意思と責任の下に活動を選択できるよう配慮されること。

③ 政策等の立案・決定への参画

市の政策や企業や団体の方針の立案や決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。

④ 家庭生活と他の活動の両立

家族が、お互いの協力と社会の支援によって、家事や子育て、介護などの家庭生活の活動と仕事や地域活動などの社会活動が両立できること。

⑤ 性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

対等な関係の下で、お互いの性や生殖に関して理解を深め、生涯を通じて安全な環境の下で健康的な生活を営む権利があること。

⑥ 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取り組みの一環であるので、国際的な取り組みと協調して行うこと。

さらに、上記の基本理念のもと、この計画では市民との協働によって男女共同参画を進めていくことが重要であるとの考えから、今後 10 年間の計画期間において以下のように将来像を設定し、その実現をめざします。

【将来像】

一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまち　おごおり

基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4	基本目標 5
男女共同参画社会のための意識づくり	男女の人権が尊重される社会づくり	ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり	ともに健康で安心して暮らせる環境づくり	ともに参画するまちづくり
▶４ページ参照	▶５ページ参照	▶６ページ参照	▶７ページ参照	▶７ページ参照

基本目標１　男女共同参画社会のための意識づくり

家庭や地域などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や教育・学習機会を通じて、男女共同参画の意識を育みます。

また、国際的協調の観点から、国際交流及び教育などの国際理解を推進し、国際的視野を持った男女共同参画の推進を図ります。

条例の基本理念：①男女の人権の尊重　②社会の制度や慣行についての配慮　⑥国際的協調

≪具体的な取り組み≫

主要課題	施策の方向性	具体的施策
主要課題１ 男女共同参画社会に向けての意識啓発	（１）男女共同参画社会に向けての意識啓発	①図書等の展示、紹介 ②男女共同参画社会に向けての啓発 ８ページ参照 ③広報やホームページ等での情報発信、啓発 ④男女共同参画推進条例の周知・啓発
主要課題２ 男女共同参画教育の推進	（１）男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進	①保育士・教諭の男女共同参画教育に関する研修の実施 ②就学前教育における男女共同参画の推進 ③男女共同参画に対する保護者啓発
	（２）学校における男女共同参画教育の推進	①教職員の人権・同和教育研修での男女共同参画の推進 ②学校教育における男女共同参画の推進 ③保護者への啓発
主要課題３ 男女共同参画に関する社会教育の推進	（１）いつでも誰でもが参加できる社会教育の推進	①社会教育における男女共同参画の推進 ②講座、講演会等事業における託児の実施 ③社会教育関係者への男女共同参画に関する研修の推進
主要課題４ 国際的視野のもとでの男女共同参画の推進	（１）国際理解の推進	①外国人が安心して暮らせる環境づくりの推進 ②女性リーダーの養成

Q 固定的な性別役割分担意識って何だろう？

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

基本目標２　男女の人権が尊重される社会づくり

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）やセクシュアル・ハラスメントをはじめとする、あらゆる暴力・性による差別的行為の根絶に向けて、人権教育・啓発の推進や暴力防止に関する啓発、被害者に対する支援体制の充実を図り、男女の人権が尊重されるまちづくりをめざします。

条例の基本理念：①男女の人権の尊重 ⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

≪具体的な取り組み≫

主要課題	施策の方向性	具体的施策
主要課題１ 人権の尊重	（１）男女共同参画の視点での人権意識の啓発	①人権教育・啓発の推進
主要課題２ 女性に対する暴力の排除と被害者の保護	（１）暴力の防止に向けての啓発	①暴力根絶に向けての啓発事業 ②セクシュアル・ハラスメントの防止と救済 ③若年層への啓発 ④ドメスティック・バイオレンスの実態の把握
	（２）被害者支援体制の整備	①被害者の自立支援 ②おごおり女性ホットラインの活用 ③被害者の保護 ④周辺地域の関係機関等との連携強化 ⑤庁内連携体制の充実 ⑥関係機関・団体等との連携による被害者の早期発見

Q ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）って何だろう？

夫婦、恋人間など、親密な関係にある男女間で起こる暴力。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、大声でどなる・無視するといった精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要するなどの性的暴力も含まれる。

おごおり女性ホットライン

ＤＶ、セクシュアル・ハラスメント、仕事、地域、家庭のことなど、さまざまな悩みに専門の女性相談員が対応します。秘密は厳守されますので、ひとりで悩まずに、まずは相談してください。

- ＴＥＬ ／092-513-7337
- 相談日／毎週月～金曜日
  10：00 ～ 17：00（祝日・12/29 ～ 1/3 除く）

基本目標３　ともにいきいきと働き、支え合う社会づくり

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるよう働く場における男女共同参画を推進するとともに、家庭生活と仕事や地域活動など他の活動の両立に向けて、子育て・介護にかかる支援の充実や男性の育児等への参画促進を図ります。

また、ひとり親家庭をはじめとする多様な家庭が安心して暮らせるよう支援します。

条例の基本理念：②社会の制度や慣行についての配慮　④家庭生活と他の活動の両立

≪具体的な取り組み≫

主要課題	施策の方向性	具体的施策
主要課題１ 男女共同参画の視点に立った労働環境の整備	（１）セクシュアル・ハラスメント等の防止	①セクシュアル・ハラスメント等防止対策の啓発 ②職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止
	（２）誰もが働きやすい労働環境づくり	①男女が働き続ける条件整備 ②市内事業所への啓発 ③求職者の能力開発・再就職支援 ④女性への起業支援 ⑤労働教育の推進
	（３）農業で働く人たちの労働条件の改善	①農村における男女共同参画の啓発 ②家族経営協定の推進 ８ページ参照 ③農業従事者の能力向上支援 ④農村女性リーダーの育成と支援
主要課題２ ともに支え合う子育て・介護の実現	（１）男性の育児等への参画促進	①男性の家事等や地域活動への参画の推進 ②男性への子育て・家庭教育支援
	（２）子育て支援の充実	①子育て支援事業の充実 ②子育てに関する相談体制の充実 ③多様な保育サービスの提供 ④子育て連絡会の充実
	（３）介護支援の充実	①介護保険事業・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減 ②介護者への啓発
主要課題３ 多様な家族への支援	（１）ひとり親家庭等への支援	①ひとり親家庭等への経済的支援 ②母子自立支援 ③ひとり親家庭等日常生活支援業務

Q ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）って何だろう？

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

基本目標４　ともに健康で安心して暮らせる環境づくり

男女が互いの身体の特徴を十分に理解した上で、生涯にわたり健康的な生活を営むことができるよう、性に関する正しい知識や情報の提供とともに、人生の各段階に応じた健康支援に取り組みます。また、年齢や障害の有無によって複合的に困難な状況に置かれることなく、男女がともに安心して暮らせるよう、高齢者や障害者の生活を支援します。

条例の基本理念：⑤性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

≪具体的な取り組み≫

主要課題	施策の方向性	具体的施策
主要課題１ 生涯を通じた健康支援	（１）互いの性と生命の尊重と自己決定についての啓発と支援	①出産、育児に関する健康教育の充実 ②出産、育児に関する相談の充実 ③性教育の充実
	（２）生涯を通じた健康支援	①性別に応じた健康づくりの啓発 ②健康相談の内容充実
主要課題２ 高齢者・障害者の社会参加への支援	（１）高齢者・障害者の生活に対する支援	①高齢者福祉施策の推進 ②障害者福祉施策の推進

基本目標５　ともに参画するまちづくり

さまざまな分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災などの新たな分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

条例の基本理念：③政策等の立案・決定への参画

≪具体的な取り組み≫

主要課題	施策の方向性	具体的施策
主要課題１ 女性の参画・登用の推進	（１）女性リーダーの育成	①女性リーダーの養成（再掲） ②女性団体等への支援 ③政治学級の充実拡充
	（２）政策・方針決定の場への参画促進	①審議会等委員への女性の登用の推進 ８ページ参照 ②女性の参画・登用の推進 ８ページ参照 ③農業委員への女性の積極的登用 ④審議会や委員会等の委員への支援
	（３）地域での男女共同参画の推進	①地域における男女共同参画の意識の啓発 ②地域リーダーの男女共同参画の意識啓発
	（４）防災における男女共同参画の推進	①女性消防団員の防災活動への参画 ②地域防災における男女共同参画の視点の導入

計画の数値目標

1　男女共同参画に関する「用語」の認知度について

（次の「用語」を見たり聞いたりしたことが「ある」割合）

項目	現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 35 年度）
「男女共同参画社会」	43.3%★	65.0%
「DV（ドメスティック・バイオレンス）」	60.0%★	85.0%
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」	22.7%★	45.0%

2　固定的な性別役割分担意識について

項目	現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 35 年度）
固定的な性別役割分担意識の解消度▼ （「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて反対（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）する市民の割合）	48.5%★	60.0%

▼男女共同参画の推進にあたっては、固定的な性別役割分担意識の解消が必要と考え、この目標を設定します。

3　暴力に関することについて

項目	現状値（平成 24 年度）	目標値（平成 35 年度）
暴力に関する相談窓口について「知っている」割合	40.2%★	70.0%
夫婦や交際相手の間で次の行為は、「どんなときも暴力にあたる」と思う人の割合		①～④すべて 70.0%
①「素手でたたく」	52.3%★	
②「何を言っても長期間無視し続ける」	40.2%★	
③「避妊に協力しない」	59.0%★	
④「相手の交友関係や電話、電子メールなどをチェックする」	40.4%★	

※現状値（★印）は、「小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査結果報告書（平成 25 年 3 月）」に掲載している平成 24 年 10 月調査時の数値

具体的施策の数値目標

施策	目標（現状値）
①男女共同参画社会に向けての啓発	男女共同参画セミナーの 1 回あたりの参加者 100 人 （平成 24 年度　46 人 / 回）
②家族経営協定の推進	認定農業者数に占める家族経営協定締結数の割合 25.0%以上 （平成 24 年度　17.9%）
③審議会等委員への女性の登用の推進	委員に占める女性の割合 36.0%以上 （平成 25 年 4 月 1 日現在　26.3%）
④女性の参画・登用の推進	市職員管理職に占める女性の割合 20.0%以上 （平成 25 年 4 月 1 日現在　10.5%）

発行　小郡市 総務部 企画課 男女共同参画推進係
〒838-0198　福岡県小郡市小郡 255-1
電話　0942－72－2111 / FAX　0942－73－4466
E-mail　danjokyodo@city.ogori.lg.jp